平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第37号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則(昭和56年岩手県規則第34号)の一部を次のように改正する。

EXACT CAMBILITIES (FEBRUOT AT TAMESTANDIA) 10 BESTON & TICSUM TO BESTON AS TO SEE THE SECONDARY OF THE SECON	
改正前	改正後
附則	附則
1~3 [略]	1~3 [略]

できる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。

 $(1)\sim(4)$  [略]

という。)は、別に定める様式による入学料免除申請書に前 項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校 長が必要と認める書類を添えて、入学許可の日から起算して 15日以内に校長に提出しなければならない。

内容を審査し、<u>入学料</u>を免除することを適当と認めるときは 免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知 書により、<u>入学料</u>を免除することを不適当と認めるときは免 除不承認の決定をし、別に定める様式による入学料免除不承 認通知書により申請者に通知するものとする。

4 条例附則第4項の規定により入学料の免除を受けることが 4 条例附則第4項の規定により入学検定料又は入学料(以下 「入学検定料等」という。) の免除を受けることができる者 は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。

 $(1)\sim(4)$  [略]

- 5 入学料の免除を受けようとする者(次項において「申請者」 5 入学検定料等の免除を受けようとする者(次項において「申 請者」という。)は、別に定める様式による入学検定料免除 申請書又は入学料免除申請書(以下「申請書」という。)に 前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他 校長が必要と認める書類を添えて、次の各号に掲げる申請書 の区分に応じ、当該各号に定める期限までに校長に提出しな ければならない。
  - (1) 入学検定料免除申請書 入学願書の提出期限
  - (2) 入学料免除申請書 入学許可の日から起算して15日以 内
- 6 校長は、前項の入学料免除申請書を受理したときは、その 6 校長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査 し、入学検定料等を免除することを適当と認めるときは免除 の決定をし、別に定める様式による入学検定料免除決定通知 書又は入学料免除決定通知書により、入学検定料等を免除す ることを不適当と認めるときは免除不承認の決定をし、別に 定める様式による入学検定料免除不承認通知書又は入学料免 除不承認通知書により申請者に通知するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。